

第3章

市税の納付など



川上峡春まつり

- 納税のご案内
- 市税に関する不服申立て

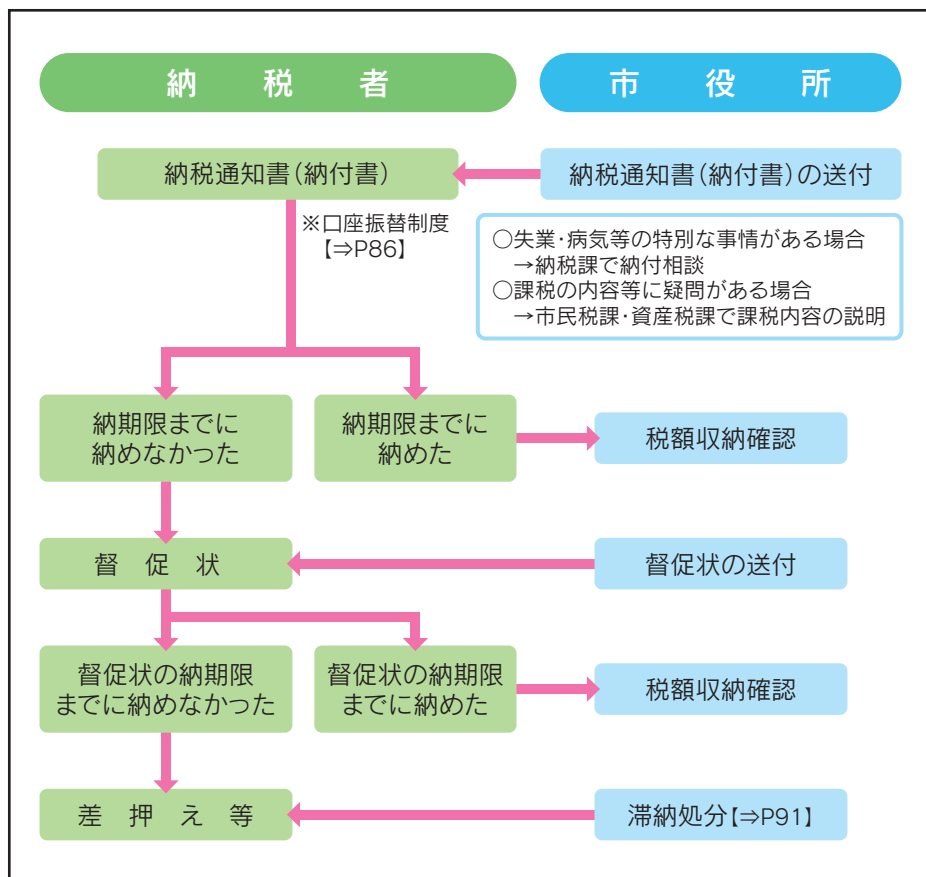
納税のご案内

市税の納税者には、毎年同じ時期に市役所から税の種類(税目)ごとに納税通知書をお送りしています。

この納税通知書にはそれぞれ納期ごとに納付書がついており、納期限や納付場所など納めるのに必要な情報が記載されていますので、よく確認し、忘れず納期限内に納めるようにしましょう。

なお、口座振替制度をご利用されている方には、納付書はついていません。

納税のしくみ



市税を納めるには

1. 市税の納期

※納期限は各納期月の末日です。ただし土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

税目		納期月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市 県 民 税	普通徴収			1期		2期		3期		4期	【注1】 随1期		【注1】 随2期
	年金からの特別徴収	公的年金から天引き											
	給与からの特別徴収	【注2】徴収した月の翌月10日まで											
法人市民税	中間(予定)	事業年度開始の日より6か月を経過した日から2か月以内											
	確 定	事業年度終了の翌日の日から2か月以内											
固定資産税・都市計画税			1期		2期		3期		4期				【注1】 随期
軽自動車税(種別割)			1期										
市 た ば こ 税		売り渡した日の翌月末日まで											
入 湯 税		徴収した月の翌月15日まで											

【注1】 随時課税が発生することがあります。

【注2】 市県民税の給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月で徴収します。

市税は、忘れずに納期限内に納めるようにしましょう。

納付相談はお早めに

納税者が災害を受けたり、病気にかかった場合や、事業に著しい損失を受けたときなど、どうしても納税が困難な場合は、納税課へ早めに納付相談をしてください。

納税課 ☎40-7076・☎40-7077

2. 市税を納める方法

1 納税通知書と納付書

納税通知書とは、課税の内訳等が記載されたもので、納付書とは、税金を払い込むときに必要なものです。納税通知書と各納期の納付書は、税目ごとに毎年、第1期の納付月にお送りしています。

納税通知書が届いていない場合やご住所・お名前に誤りや異動があった場合には、課税担当課（市民税課、資産税課）まで至急ご連絡ください。

納付書を破損した場合や紛失した場合は、納税課までご連絡ください。

2 現金での納付

現金で納める際には、納付書を金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所本庁納税課・各支所窓口へお持ちください。また、納められた後、領収証書は**5年間大切に保管**してください(領収証書の再発行はできません)。

納付書に \textcircled{el} マークがある場合とない場合で、納付できる場所が変わります。

表面に \textcircled{el} マークあり	表面に \textcircled{el} マークなし
佐賀市役所本庁納税課、各支所窓口	
全国の地方税統一QRコード対応金融機関 ○詳細は「 地方税お支払サイト 」をご確認ください。	佐賀市公金取扱金融機関 ○詳細は「 佐賀市ホームページ 」をご確認ください。 ○ゆうちょ銀行・郵便局は九州内に限ります。(沖縄県を除く)
全国のコンビニエンスストア ○表面にバーコードが印刷されている納付書が対象です(30万円以下のもの)。 ○店舗詳細は佐賀市ホームページをご確認ください。 ○次の場合はコンビニエンスストアで納付できません。 ・納付書の破損・汚損などによりバーコードが読み取れない場合 ・納付書の金額を訂正した場合 ・バーコードが印字されていない場合 ・納付書記載の納期限を過ぎた場合	

納められた後、領収証書は5年間大切に保管してください(領収証書の再発行はできません)。なお、窓口混雑緩和のため、口座振替等のキャッシュレス決済を積極的にご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

3 口座振替制度

口座振替制度とは、市税を納期ごとに指定の預（貯）金口座から自動的に納める制度です。この制度をご利用になると、納期を忘れてたり、納めるためにわざわざ金融機関に出向いたりする必要もなく確実です。

口座振替申し込み方法

利用できる市税の種類	市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）【注1】
取扱金融機関	佐賀銀行　みずほ銀行　長崎銀行　佐賀県信用農業協同組合連合会 佐賀共栄銀行　三井住友銀行　十八親和銀行　佐賀県農業協同組合 佐賀信用金庫　福岡銀行　九州労働金庫　佐賀市中央農業協同組合 佐賀東信用組合　西日本シティ銀行　ゆうちょ銀行（郵便局） 佐賀県医師信用組合　大川信用金庫　九州信用漁業協同組合連合会（佐賀県内店舗）
口座振替のできる預金種目	普通預金、当座預金、納税準備預金（九州労働金庫を除く）
申込場所	振替に使用する口座のある佐賀市内の金融機関、佐賀市内のゆうちょ銀行（郵便局）、市役所本庁納税課、各支所窓口【注2】
申込に必要なもの	預（貯）金通帳、通帳のお届け印、納税通知書など税の通知書番号が分かるもの ※金融機関によっては、お届け印の押印を省略できる場合があります（店舗窓口受付に限る）。詳細は各金融機関へご確認ください。
申込期限	口座振替の手続きには1か月程度がかかります。 ご希望の納期の1か月前までにお申し込みください。
振替日	各納期月の末日 （ただし、土・日・祝日の場合は翌営業日となります）【注3】

【注1】 同一世帯でも納税義務者ごとに口座振替依頼書を提出してください。

固定資産税においては、納税義務者や持分の変更をされた場合は、翌年度口座振替が継続しませんので、再度申し込みが必要です。

軽自動車税については、お一人で複数台所有されている場合は、一度の申し込みですべて口座振替となり、車両単位での申し込みはできませんのでご注意ください。

特別徴収の市県民税は、口座振替できません。

各税とも、納期日以外での振替はできませんのでご注意ください。

【注2】 市外にお住まいの方や申込場所に行くのが困難な方は、納税課にご連絡いただければ、必要な書類等をお送りします。


【注3】 口座振替済通知書や領収証書の発行は行いませんので、通帳を記帳してご確認ください。ただし、軽自動車税（250ccを超える二輪小型自動車）については、納税証明書（車検用）を6月中旬に市民税課からお送りします。

問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075

4 スマホ決済アプリでの納付

スマホ決済アプリを利用して、自宅などから納税ができるサービスです。【注1】

①納付書裏面のeL-QRを読み取る方法

利用できる市税の種類	固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）
利用できる決済アプリ	<p>地方税お支払サイト▼</p> <p>地方税お支払サイトをご確認ください。</p> <p>https://www.payment.eltax.lta.go.jp</p> 
手数料	利用する決済アプリにより異なります。
利用可能金額	
利用期限	納付書記載の納期限まで
利用方法	決済アプリを起動し、納付書に印字されたeL-QRを読み取り、納税者自身で決済していただく方法です。【注2】

②納付書表面のバーコードを読み取る方法

利用できる市税の種類	市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税（種別割）
手数料	無料
利用可能アプリ	PayB、PayPay、LINE Pay
利用可能金額	納付書1枚あたりの金額が30万円以下（30万円を超える場合は、バーコードが印字されていません）
利用期限	納付書記載の納期限まで
利用方法	決済アプリを起動し、納付書表面に印字されたバーコードを読み取り、納税者自身で納付していただく方法です。【注2】

【注1】 領収証書は発行されません。また、納税証明書の発行には日数がかかります。納税証明書の発行を急がれる方、領収証書が必要な方は市役所や金融機関窓口、コンビニエンスストアでお支払いください。当初納期限までに納付された軽自動車税（250ccを超える二輪小型自動車）については、納税証明書（車検用）を6月下旬に市民税課からお送りします。


【注2】 市役所窓口やコンビニエンスストアでアプリを提示しての決済はできません。また、口座振替制度を利用されている場合は、利用することができません。

問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075


5 クレジットカードを利用した納付

クレジットカードを利用して、パソコンやスマートフォン等で市税の納付ができるサービスです。インターネットが利用できる環境であれば、時間・場所を問わず納付いただけます。【注1】

①地方税お支払サイトを利用

利用できる市税の種類	固定資産税・都市計画税 軽自動車税(種別割)
利用に必要なもの	・納付書(表面にeLマーク、eL-QR、eL番号が印字されているもの) ・クレジットカード(VISA/Mastercard/JCB/American Express/Diners Club)
システム利用料	税額の他に、納付金額に応じてシステム利用料がかかります。 税額1万円まで37円(税別)、以降1万円ごとに75円(税別)ずつ加算されます。(地方税お支払サイト内で試算できます。)
利用期限	納付書記載の納期限まで
利用方法	<p style="text-align: right;">地方税お支払サイト▼</p> <p>地方税お支払サイトにアクセスし、案内にしたがって手続きしてください。 【注2】</p> <p style="text-align: right;">https://www.payment.eltax.lta.go.jp</p> 

②佐賀市税納付サイトを利用

利用できる市税の種類	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)
利用に必要なもの	・当初納税通知書(5月、6月上旬に送付) ・クレジットカード(VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、Diners Club)
システム利用料	税額の他に、納付金額に応じてシステム利用料がかかります。 システム利用料は、佐賀市税納付サイト内で試算できます。
利用期限	各期納期限まで(納期限を過ぎると利用できません。)
利用方法	<p>(1)佐賀市ホームページ「クレジットでの納付」ページを開きます。 市ホームページ▼</p> <p>(2)ページ下部「佐賀市納税サイトを利用」欄の「佐賀市税納付サイト」にアクセスし、案内にしたがって手続きしてください。【注2】</p> <p style="text-align: right;">https://www.city.saga.lg.jp/main/23327.html</p> 

【注1】領収証書は発行されません。必要な場合は、金融機関等でお支払いください。

納税証明書の発行には日数がかかります。画面上的発行可能日を確認のうえ、ご利用ください。
納税証明書の発行を急がれる場合は、金融機関等でお支払いください。軽自動車税(250ccを超える二輪小型自動車)については、納税証明書(車検用)を6月下旬に市民税課からお送りします。

【注2】市役所窓口やコンビニエンスストアでクレジットカードでの納付はできません。
また、口座振替制度を利用されている場合は、利用することができません。

問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075

6 インターネットを利用した納付(共通納税)

インターネットを利用して、自宅や職場のパソコンから電子納税ができるサービスです。金融機関等の窓口へのお出かけが不要となり、納付事務の負担軽減になります。

利用できる市税の種類	法人市民税、市県民税（特別徴収分、退職所得分）【注1】 ※このほか、一部の都道府県税等も利用できます。 ※全地方公共団体が対応しているため、複数団体への一括納税が可能です。
手数料	無料 ※ご利用の金融機関によっては、インターネットバンキング等の利用にあたり別途手数料がかかる場合があります。
取扱金融機関	各銀行、信用金庫、信用組合など多くの金融機関 ※佐賀市公金取扱金融機関に限りません。 ※eLTAXホームページに一覧が掲載されています。金融機関により、対応する納付方法が異なりますので、一覧でご確認ください。
利用方法	eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）の利用が必要です。 また、納付方法により、あらかじめ金融機関へ「インターネットバンキング」または「口座登録」のお申込みが必要です。 詳細は、eLTAXホームページ内「共通納税」をご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp

【注1】領収証書は発行されません。納付状況については、納付済みの確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075

7 インターネットを利用した納付（地方税お支払サイト）

地方税お支払サイト から、クレジットカードでの納付、インターネットバンキングでの納付、口座振替、ペイジー払いができます。【注1】

利用できる市税の種類	固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）
利用できる納付書	Ⓛマークのある納付書
利用できる支払方法	・クレジットカードでの納付（P88を参照） ・インターネットバンキングでの納付 ・ダイレクト方式（口座振替） ・ペイジー番号を発行しATM等で納付
利用期限	納付書記載の納期限まで

地方税お支払サイトからの納付方法

- 1 パソコンやスマートフォンから 地方税お支払サイト（下記QRコード）にアクセスします。
- 2 スマートフォンのカメラまたはQRコードリーダーで、納付書の「eL-QR」を読み取ります。またはeL番号を入力します。
- 3 支払い方法を選択し、納付します。

地方税お支払サイト▼

詳しい納付方法等については、 地方税お支払サイト をご確認ください。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>



【注1】領収証書は発行されません。（軽自動車税（250ccを超える二輪小型自動車）の納税証明書（車検用）は、6月下旬に市民税課からお送りします。）必要な場合は、金融機関等でお支払いください。また、納税証明書の発行には日数がかかります。納付後すぐに証明書等が必要とする場合は、窓口に領収証書をお持ちください。

問い合わせ先 納税課 収納係 ☎40-7075

自主納税と滞納処分

1. 自主納税

市税は、納税者の皆さんが、定められた納期限内に自主的に納めていただくものです。このことを**自主納税制度**といい、市税に限らず税金本来の姿です。

2. 市税の滞納

納期限までに市税を納めないことを滞納といいます。

市税を滞納されると、本来納めるべき税額のほかに**督促手数料**や**延滞金**を納めていただくなくてはなりません。

なお、延滞金は納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合（地方税法の規定により特例があります。）を乗じて計算した金額です。詳細につきましては、納税課までお問い合わせください。

3. 滞納処分

市税を滞納されると、まず**督促状**をお送りし、納付をお願いしています。それでも市税を滞納したままの場合、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な市税を確保するために、やむを得ずその人の財産（給与、預貯金、不動産、生命保険など）を調査・差押え、さらにこれらの財産を換価するなどの**滞納処分**を行います。



4. 市税を大切に

市税を滞納すれば納税者にとっても不利益となりますが、佐賀市としても滞納整理のために多大な費用を要します。市税は市民皆さんの財産です。市税を有効に市政に活かすため、**納期限内に納付をお願いします。**

市税の猶予制度について

災害等の一定の事由に該当する方で一時に納税することが困難な場合には、市税の猶予制度をご利用いただけることがあります。

猶予制度には、納税者または生計を一にする親族が病気または怪我、災害に遭われた場合などに、納税者の申請により納税を猶予する「徴収の猶予」と、滞納処分を猶予する「申請による換価の猶予」といった制度があります。

1. 徴収の猶予

災害や盗難、病気や負傷、事業の休廃止・事業の著しい損失等により、市税を一時に納付することができないときは、納税者の申請により、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められることがあります。

申請にあたっては、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間等を記載した申請書に猶予該当事実を証明することができる書類、担保の提供に関する書類などを添付して、市長へ提出する必要があります。

2. 申請による換価の猶予

市税を一時に納付することにより、生活の維持または事業の継続が困難になる場合に、市税の納期限から2か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

申請手続については、徴収の猶予と同様の手続きになります。

◆猶予が認められると

- (1) 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます
- (2) 財産の差押えや換価が猶予されます
- (3) 猶予を受けた市税は、原則として猶予期間内の各月に分割して納付する必要があります

詳しくは納税課へお問い合わせください。

問い合わせ先 納税課 ☎40-7076・☎40-7077

市税を誤って納めすぎたときは？

Q 勘違いをして、当初送られてきた納付書と督促状の両方で納めてしまったのですが、返してもらえるのでしょうか。

A 二重に納められたことを確認後、お返しする手続きをします。ただし、ほかの市税に滞納がある場合は、その市税へ充当します（地方税法第17条の2）。なお、手続きには時間がかかりますので、ご了承ください。
納めるときは納付書の年度、期別等をよく確かめて、納めすぎに注意してください。

残高不足で振替されなかったときは？

Q 口座振替にしていますが、振替日に通帳の残高が不足していたため、振替されませんでした。今から口座に入金すれば振替されますか。

A 再振替は行いません。残高不足等で振替ができなかった方には、後日「口座振替不能通知書（納付書）」をお送りしますので、直接金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ等で納めてください。
振替不能にならないように、振替日の前日までに預（貯）金残高の確認をお願いします。

金融機関や口座名義人を変更したい場合は？

Q 振替に使用する口座を変更したいと思いますが、どうすればよいでしょうか。

A 新しく振替を開始したい口座のある金融機関へ口座振替依頼書を提出してください。【⇒P86】
なお、新しい口座への変更は申込を済ませた日の翌月末の振替からとなりますので、ご注意ください。

日中に市役所に行けない場合は？

Q 納付の相談に行きたいのですが、仕事の都合上日中に市役所に行けません。どうにかならないでしょうか。

A 納付の相談を下記日時にも行っていますので、ご利用ください。
毎週火曜日（17時15分～19時）※火曜日が祝日の場合は除く
毎月第1日曜日（9時～12時、13時～16時）
※12月29日から1月3日は除く
（場所）市役所本庁南棟3階 納税課（51番窓口）

市税に関する不服申立て

1. 審査請求

市税の賦課決定や滞納処分等について不服があるときは、市長に対して次の期間内に審査請求をすることができます。

処分の内容	請 求 期 間
市税の賦課決定(更正)	納税通知書などを受け取った日の翌日から3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から3か月を経過した日のいずれか早い日
差 押 え	差押通知を受け取った日の翌日から3か月以内、またはその公売期日のいずれか早い日

受付窓口：佐賀市役所 総務法制課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所中棟2階

☎40-7011 FAX 29-2095

2. 固定資産評価審査委員会に対する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服があるときは、固定資産課税台帳に価格を登録した旨の公示の日から納税通知書を受け取った日後3か月以内に固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます。

受付窓口：佐賀市固定資産評価審査委員会（事務局：佐賀市役所 市民税課）

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所南棟3階

☎40-7060 FAX 25-5408

3. 不服申立て(審査請求・審査の申出)の処理

これらの不服申立て（審査請求・審査の申出）は

- ①不服申立てのできない事項であったり、申立期間を過ぎていると却下になります。
- ②そうでないときは、内容を審査し、申立に理由が認められれば税額を減額するなどの是正措置がとられます。
- ③また、理由が認められないときは棄却されますが、申立人にとって不利益に変更されることはありません。